

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

### 広島県人事委員会規則第八号

#### 職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の行政職給料表イの表五級の部本庁の項職務の欄中「国保県単位化推進担当課長」を「子供未来戦略担当課長」に改める。

別表第一の行政職給料表ハの表四級の部本庁の項中

一 秘書広報室長
二 職員給与室長
三 人事管理監
四 職員管理監
五 社会教育監
六 教育指導監
七 校務指導監
八 経営企画監
九 教育支援推進監
十 グローバルリーダー育成校設置準備推進監

を

一 秘書広報室長
二 職員給与室長
三 人事管理監
四 職員管理監
五 社会教育監
六 教育指導監
七 校務指導監
八 経営企画監
九 教育支援推進監
十 学びの変革推進監
十一 副センター長

に改め、

同表五級の部本庁の項中

一 参与
二 県立学校改革担当課長
三 幼児教育担当課長

を

一 参与
二 センター長
三 県立学校改革担当課長

に改め、

同表五級の部の次に次のように加える。

六級	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長の職務	本庁	乳幼児教育・教育支援部長
----	---------------------------------	----	--------------

別表第一の五研究職給料表イの表四級の部総合技術研究所の項中

一 医監
二 部長
三 担当部長
四 室長

を

一 医監
二 部長
三 担当部長

に改める。

#### 附則

この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。